

## 中部運輸局自動車交通部

令和4年10月4日

中部運輸局自動車交通部旅客第二課

同時発表：国土交通省自動車局旅客課

静岡県政記者クラブ・福井県政記者クラブ

**タクシー事業に対する燃料価格激変緩和対策事業（第4期）を実施します  
～8月1日から9月30日の間のLPガスの価格高騰相当分を支援～**

「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」（第4期）の申請受付を、10月4日（火）から開始します。今回の対象期間は令和4年8月1日～同年9月30日です。

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。

今般、第1期～第3期に続き、第4期（令和4年8月1日～同年9月30日）の申請受付を開始します。

## 1 補助対象事業者

一般乗用旅客自動車運送事業者

## 2 申請受付期間

令和4年10月4日（火）～同年11月17日（木）16時

## 3 支援内容

令和4年8月1日～同年9月30日の間における、LPガスの価格高騰相当分を支援。

※令和4年度10月以降の事業については、別途お知らせします。

## 4 事業の執行団体

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

## 【事務局特設Webサイト】

<https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

※第1期～第3期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

## 5 その他

第1期（令和4年1月～3月分）、第2期（令和4年4月～5月分）及び第3期（令和4年6月～7月分）の受付は終了しております。

第2期及び第3期ともに補助金を受領された事業者においては、第4期については申請が簡便になる場合があります。詳しくは事務局特設Webサイトをご覧ください。

## 【お問い合わせ先】

（補助事業の申請に関すること）

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

TEL：050-5527-9282

※第1期～第3期と異なりますのでご注意ください。

（プレスに関すること）

中部運輸局自動車交通部旅客第二課

江口、柴田

TEL：052-952-8036

令和4年8~9月

第4期

タクシー事業者対象

LPガス価格高騰分相当への

補助金 交付します!



福祉タクシーも  
対象です

補助金に関する不明な点は、下記までお気軽にお問合せください。

タクシー事業者に対する  
燃料価格激変緩和対策事業事務局

TEL: 050-5530-2153 【受付時間】  
平日10:00~16:00(土日祝日を除く)  
HP: <https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

QRコード



## 補助対象

**補助金を申請できるのは**、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1項ハに規定する「**一般乗用旅客自動車運送事業**」を**経営するタクシー事業者**です。

- ① **タクシー事業者(福祉タクシー含む)※**
- ② **令和4年8月1日(月)～9月30日(金)に稼働していた車両**
- ③ **燃料区分はLPガスに限る**

※補助対象事業者についての詳細は、ホームページ上の公募要領をご確認ください。  
申請は事業許可を取得している事業者単位とし、1事業者での申請は1回のみとします。

## 申請方法と申請受付期間

以下の①②では、それぞれ申請方法が異なります。

ホームページへアクセスし、案内にしたがって申請を進めて下さい。

- ①: 第2期(4月～5月対象)・第3期(6月～7月対象)の両方で交付決定通知書を受け取っている方
- ②: ①に当てはまらない方(第1～3期のいずれかで交付決定通知書を受け取っている方、その他初めての方)

### ① 第2期(4月～5月対象)・第3期(6月～7月対象)の両方で交付決定通知書を受け取っている方

第2期および第3期の申請情報をもとに確認データを事務局からお送りし、お申し込みを簡単に進められます。また、早ければ2週間程度で入金されます。



**ホームページで確認データを請求**  
もしくはメールで確認データの請求  
(第2期・第3期の交付決定通知番号を準備)



事務局よりメールで確認データを送付



**メール申請**  
確認データを確認し、申請書類としてメール送信

### ② ①に当てはまらない方 (第1～3期のいずれかで交付決定通知書を受け取っている方、その他初めての方)

ホームページから申請書類をダウンロードして頂きメール・ホームページのいずれかの方法でご申請下さい。



申請書類をダウンロード



**メール申請**



申請書類をメール送信

**ホームページ申請**



申請書類をアップロード

申請受付開始

申請受付終了

メール等

令和4年10月4日(火) 14:00～

令和4年11月17日(木) 16:00

ホームページ

